

みんなで支え、みんなで助け合い、
みんなが安心できる地域づくり

第7期地域福祉実践計画

計画期間：2022（令4）年度～2026（令8）年度

社会福祉法人 当別町社会福祉協議会



「第7期地域福祉実践計画」策定にあたって



2022（令和4）年3月における当別町の人口は15,409人、世帯数は7,695世帯（1世帯当たり2.0人）、高齢化率は36.47%と全道平均を上回り、年々高齢者の単身化が進んでいます。

一方、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界的にまん延し、日本国内においても2020（令和2）年から現在まで、6次にわたり感染症の拡大が起きました。このことによる様々な事業・活動の縮小や自粛等の影響から、休業や失業等により生活が著しく厳しくなる方が増えています。

このような中で、町内では様々な支援を必要とする方々が増えてきていることから、一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるよう、人と人が支え、助け合いながら共に生きる“地域共生社会”の実現に向けた地域づくりを進めていかなければなりません。

当別町社会福祉協議会では、第6期の計画目標「地域で支え、助け合い、誰もが安心できる地域づくり」を基に、人と人との結びつきをより深めるために第7期の基本目標を「みんなで支え、みんなで助け合い、みんなが安心できる地域づくり」と定めて、これまで以上に地域福祉を推進する計画としました。

地域住民の皆様には、この計画にご理解をいただき、計画目標の実現に向けたご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、鈴木英樹委員長（北海道医療大学リハビリテーション学部教授）をはじめとする本計画策定委員会委員の皆様には心から感謝を申し上げます。

2022（令和4）年3月

社会福祉法人 当別町社会福祉協議会

会 長 松 岡 良 尚

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と必要性	1
2 計画期間等	2
3 計画の基本目標	3
4 基本計画	3
5 計画の体系図	4

第2章 基本計画の内容

基本計画1 みんなが安心して暮らせる地域づくり	5
基本計画2 みんながつながる地域づくり	7
基本計画3 みんなが参加できる地域づくり	8
基本計画4 社会福祉協議会の組織体制の強化	9

第3章 実践事業

基本計画1 みんなが安心して暮らせる地域づくり	
(1) 在宅福祉事業の推進	10
(2) 権利擁護の推進	12
(3) 生活支援体制の推進	13
(4) 生活困窮者世帯への支援	14
(5) 介護保険等（受託）業務の推進	15
(6) 災害・緊急時への対応	17
基本計画2 みんながつながる地域づくり	
(1) 地域福祉事業の推進	18
(2) 介護予防の推進	21
(3) 福祉関係団体に対する支援	22
(4) 共同募金事業の推進	23
(5) 情報発信の推進	24
基本計画3 みんなが参加できる地域づくり	
(1) ボランティア活動の啓発・人材育成	25
(2) ボランティアセンターの機能強化	26
(3) 災害ボランティア活動の推進	27
(4) ボランティア情報の提供	28
基本計画4 社会福祉協議会の組織体制の強化	
(1) 町の各種福祉計画との連携	29
(2) 組織体制の充実	30
(3) 財政基盤の確立	31
(4) 事業評価の実施	32

当別町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会設置要綱 33

当別町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会委員名簿 34

第7期地域福祉実践計画策定委員会経過 35

計画（概要図）及び年別年齢統計表

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と必要性

地域福祉実践計画（以下「実践計画」という。）は、社会福祉協議会が「地域福祉の推進役：社会福祉法第109条」として、住民はじめボランティア、福祉団体、関係機関等と連携、協働し、地域共生社会※1の実現に向けた取り組みを計画的かつ効率的に実行するための計画です。

○ これまでの当別町地域福祉実践計画の継承

当別町社会福祉協議会（以下「当別町社協」という。）では、昭和60年度からこれまで6回（期）の実践計画を策定し、その時々福祉ニーズや課題に対応しながら計画的に地域福祉活動を展開してきました。

第7期当別町地域福祉実践計画（以下「第7期実践計画」という。）では、これまで当別町社協が取り組んできた経験と実績を踏まえながら、現在の当別町における地域生活課題や住民の意識、また少子高齢、人口減少社会を見据え、広域の視点から地域福祉のあり方等、行政や関係団体との関係性等を考慮して策定するものです。

○ 第4期当別町地域福祉計画との連携

当別町では、地域福祉推進のために地域に根差した助け合いである「自助・互助・共助・公助」を重層的に組合せて、地域の様々な生活課題について解決してゆく「共生のまちづくり」を基本理念として掲げて取り組まれています。令和4年度から始まる第4期当別町地域福祉計画（以下「第4期町計画」という。）においても、引き継がれており、第4期町計画と当別町社協の第7期実践計画が、当別町内における福祉課題を共有し、取り組む様々な施策・事業の整合を図りながら、当別町と当別町社協が連携していく中で、地域福祉の推進に努めてまいります。

○ 当別町地域福祉実践計画策定状況

第1期〔5年間〕	1985（昭和60）年度～1989（平成1）年度
第2期〔10年間〕	1993（平成5）年度～2002（平成14）年度
前期（3年間）	1993（平成5）年度～1995（平成7）年度
中期（3年間）	1996（平成8）年度～1998（平成10）年度
後期（4年間）	1999（平成11）年度～2002（平成14）年度
第3期〔3年間〕	2006（平成18）年度～2008（平成20）年度
第4期〔3年間〕	2009（平成21）年度～2011（平成23）年度
第5期〔5年間〕	2012（平成24）年度～2016（平成28）年度
第6期〔5年間〕	2017（平成29）年度～2021（令和3）年度

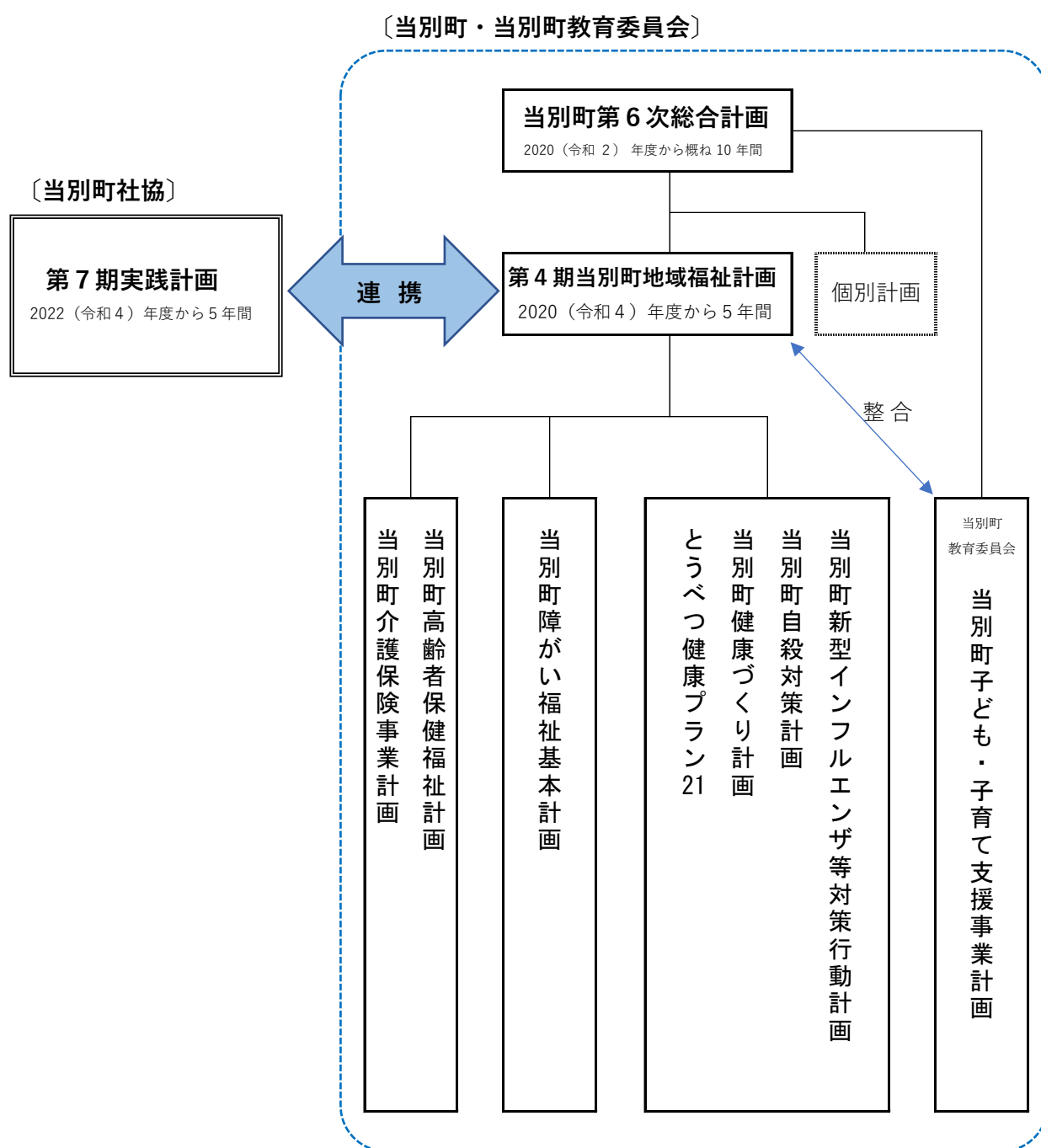
※1 地域共生社会：厚生労働省が掲げるビジョンで、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

2 計画期間等

第7期実践計画は、当別町が策定する第4期町計画との連携を図り、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度の5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や新たな地域生活課題等が生じる場合には、適宜必要な見直しを図ってまいります。

○ 当別町地域福祉実践計画と当別町地域福祉計画等との関係図



3 計画の基本目標

当別町社協が、地域福祉を推進する中核的な組織として、住民はじめ福祉団体、関係機関等との協働により地域生活課題の解決に取り組み、みんなが支え、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会づくりを使命として、基本目標を次のとおり定めます。

みんなで支え、
みんなで助け合い、
みんなが安心できる地域づくり

4 基本計画

基本目標の実現のために、住民を主体とし、誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの推進、住民や福祉団体、関係機関の協働による包括的な支援体制の推進、地域生活課題の解決に向けたサービスの創出及び当別町社協としての責任ある自律した組織運営を目的に、4つの基本計画により具体的な実践事業を進めてまいります。

基本計画1 みんなが安心して暮らせる地域づくり

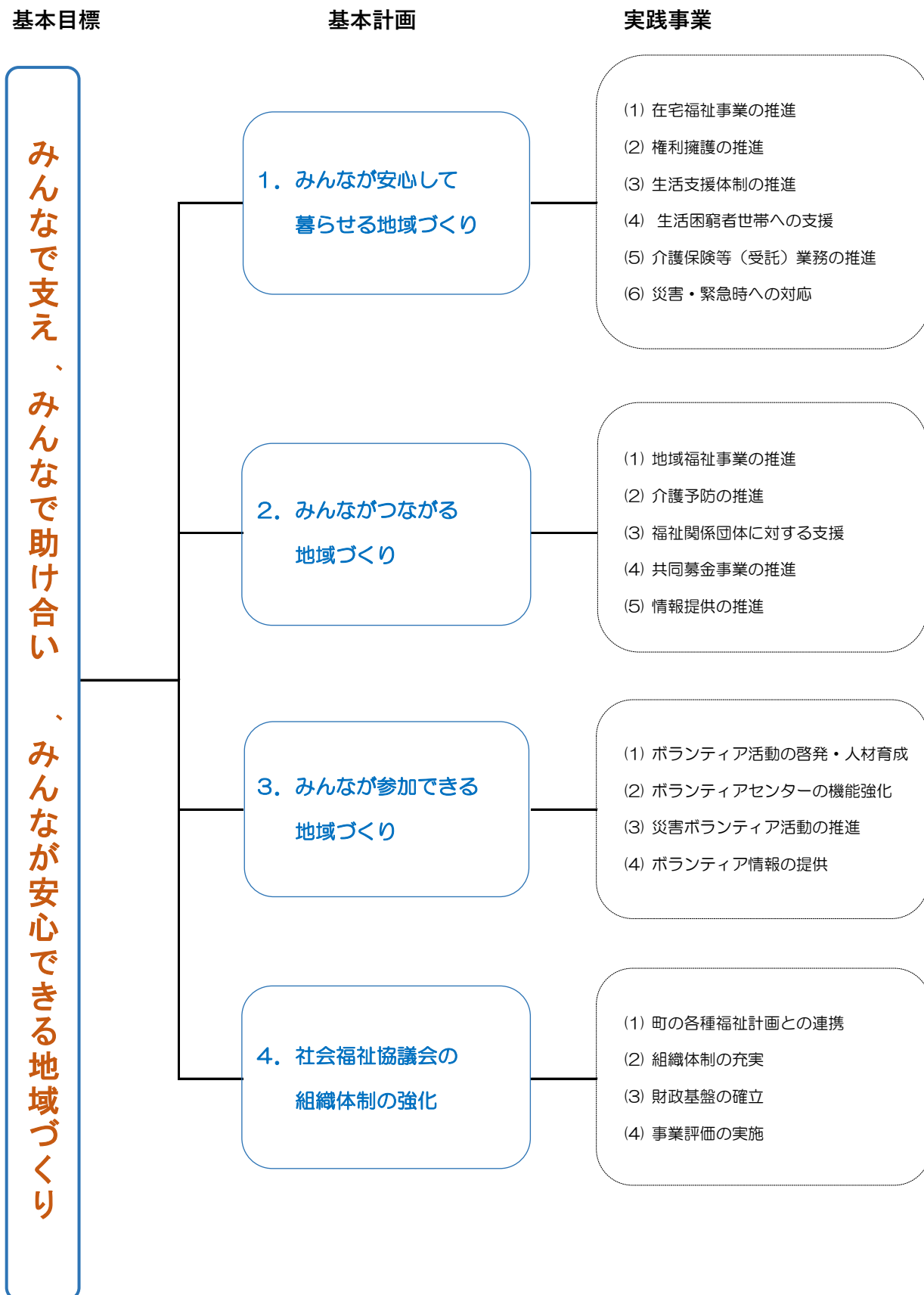
基本計画2 みんながつながる地域づくり

基本計画3 みんなが参加できる地域づくり

基本計画4 社会福祉協議会の組織体制の強化



5 計画の体系図



第2章 基本計画の内容

基本計画1 みんなが安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住民がそれぞれ抱えている地域生活課題を、早期に発見して支援することが求められ、福祉サービスを必要とする人に適切なサービスを提供できる環境づくりを進めてまいります。

また、判断能力が不十分な人には日常生活の自立支援や権利擁護を進め、新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入減少、その他の様々な理由で生活困窮にある人には無利子貸付金等の支援を引続き進めてまいります。これらの環境づくりや支援では、これまで以上に当別町社協が住民、福祉団体、関係機関、行政との連携が重要となります。

(1) 在宅福祉事業の推進

当別町では少子高齢化と人口減少によって、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が年々増加しています。このことから、配食サービス事業による健康維持、声かけ及び安否確認、並びに運転免許証返納者をはじめとする高齢者の買物支援事業による閉じこもり防止等の取組を推進します。

*** 主な実践事業：配食サービス事業、買物支援事業、愛の訪問サービス事業**

(2) 権利擁護の推進

判断能力が不十分な人が自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、日常生活自立支援を進めるとともに、成年後見制度に関する業務受託により、同制度の周知、権利擁護相談、市民後見人の養成等を推進します。

*** 主な実践事業：日常生活自立支援事業、成年後見支援センター事業**

(3) 生活支援体制の推進

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するとともに、地域で生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を支援します。

*** 主な実践事業：生活支援体制整備事業**

(4) 生活困窮者世帯への支援

生活福祉資金貸付事業（北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。））、福祉金庫資金貸付事業（当別町社協）及び生活困窮者自立相談支援事業（北海道石狩振興局）を一体的に取り組むことにより、きめ細かな相談等を行い、生活困窮者が自立した生活ができるよう支援します。

*** 主な実践事業：生活福祉資金等貸付事業、くらしサポートセンター事業**

(5) 介護保険等（受託）業務の推進

デイサービス事業、ホームヘルプサービス事業等（当別町）により、要支援者(※2)及び要介護者(※3)等の生活相談、日常動作訓練、健康チェック、食事、入浴、介護予防等の支援を行うとともに、事業評価、利用者アンケート実施等により事業の質の向上を図ります。

*** 主な実践事業：デイサービス事業、ホームヘルプサービス事業、移送サービス事業**

(6) 災害・緊急時への対応

災害時における要援護者(※4)の支援を行うため、町内会等（自主防災組織）、民生児童委員、福祉委員等との連携による安否確認等の体制に努めます。

*** 主な実践事業：要援護者への支援**



※2 **要支援者**：介護保険法において、要介護状態となる可能性があり、身体上若しくは精神上の障害があるために、6か月継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要支援状態にある65歳以上の者、又は要支援状態にある40～65才未満の者であって、その原因が特定疾病による者。

※3 **要介護者**：介護保険法において、身体上若しくは精神上の障害がある為に、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態にある65歳以上の者、又は要介護状態にある40歳～65歳未満の者であって、特定疾病によって、身体上か精神上の障害を持つと認められた者。

※4 **災害時における要援護者**：災害時において、安全な場所に避難する際に高齢者をはじめ、乳幼児、妊婦など、支援を要する人のこと。

基本計画2 みんながつながる地域づくり

少子高齢化等により、高齢者世帯の単身化が進み、家族や近隣での助け合い、支え合いが少なくなり、地域のつながりが希薄になってきております。また、地域福祉活動の担い手の高齢化により、これらの活動の継続が憂慮されてきました。このことから、地域社会において「人と人のつながり」の再構築を行うために、新たな担い手の確保、多世代が交流できる拠点づくり、魅力ある活動の場づくりに努めてまいります。

(1) 地域福祉事業の推進

地域支え合い活動に取り組む町内会等に対して、活動経費の一部を財政支援するとともに、高齢者への見守り活動等を目的に町内会毎に福祉委員の複数配置を推進します。

また、多世代が交流できる福祉まつりの開催や人の輪を広げるサロンを推進します。

*** 主な実践事業：地域支え合い活動、福祉委員（会）設置、見守り安心センター事業**

(2) 介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で生き活きと過ごすこと、誰でも気軽に参加・交流できることを目的に、住民と当別町社協が共催する「介護予防サロン」を継続的に開催します。

高齢者の健康保持、閉じこもり予防等を目的に開催する「ふれあいスポーツ大会」は、引き続き北海道医療大学・大学生の理解と協力を得ながら開催します。

*** 主な実践事業：介護予防サロン事業、ふれあいスポーツ大会**

(3) 福祉関係団体に対する支援

福祉に関係する事業を自主的に実施している団体は、地域づくりの大切な原動力となっています。当別町社協は、団体の様々な事業や活動が計画的に進められるよう、団体事務等の支援を行うとともに、人と人がつながる地域づくりを進めます。

*** 主な実践事業：6つの福祉関係団体の事務局担当**

・高齢者クラブ連合会 ・身体障害者福祉協会 ・ボランティア連絡協議会
・介護者と共に歩む会 ・母子寡婦会 ・遺族会

(4) 共同募金事業の推進

共同募金事業は、地域福祉活動の貴重な財源となることから、住民、企業等から理解と協力を得ながら取り進めます。特に、歳末たすけあい運動は、支援を必要としている人が年末年始に安心して暮らせるよう、住民の協力が得られるよう取り組みます。

*** 主な実践事業：赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動**

(5) 情報発信の推進

当別町社協が取り組んでいる地域福祉事業に対して、住民から一層の理解と協力を促すために、地域懇談会、出前講座等で事業周知を図るとともに、広報誌、ホームページ等をおして、最新の情報、住民に有益な福祉情報の発信・提供に努めます。

*** 主な実践事業：セミナー等の開催、広報誌の発行・ホームページの更新**

基本計画3 みんなが参加できる地域づくり

地域福祉の推進を図るためには、その意識を一人でも多くの住民に広めるとともに、住民自らの意識で地域福祉活動に参加し、地域のつながりを築いていく必要があります。

高齢者や障がいのある人への理解を深め、地域の誰もがそれぞれの能力を発揮して活動できる環境づくりが必要であるとともに、地域福祉活動に住民等の参加を促すための情報発信が重要です。

ボランティアセンターを拠点に地域福祉を支える地域づくり、人づくりを推進してまいります。

(1) ボランティア活動の啓発・人材育成

ボランティアの新たな担い手づくりのために、ボランティア養成講座の開催、小、中、高校生を対象とする福祉ワークキャンプ事業の実施、ボランティアリーダー養成を目的にボラネットスキルアップ研修会への参加要請等を進めてまいります。

*** 主な実践事業：ボランティア養成講座、福祉ワークキャンプ、除雪ボランティア活動**

(2) ボランティアセンターの機能強化

ボランティアセンターを拠点に誰もが活動しやすく、参加しやすい仕組みづくりや活動メニューを作成するために、登録者の把握、各ボランティア情報の整理を行い、調整力が発揮されるコーディネーター等、ボランティアセンターの機能強化に努めます。

また、ボランティアの高齢化が進む一方で若い世代の活動が少ないことから、中、高、大学生をはじめとする新たな担い手づくりを推進してまいります。

*** 主な実践事業：登録者の情報整理、ボランティアコーディネーター**

(3) 災害ボランティア活動の推進

北海道内で災害等により被害を受けた地域が発生する場合には、道社協との「災害救援活動の支援に関する協定」に基づいて、可能な範囲で対応するものとします。

「当別町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」及び「災害時役職員行動マニュアル」の見直し・整備、災害救援担当職員の配置と研修の実施、災害救援用備品機材の確保、地域防災力の強化を目的とした事業の実施、道社協との連絡強化及び情報の共有に努めます。

*** 主な実践事業：災害ボランティアセンターの運営体制の整備**

(4) ボランティア情報の提供

ボランティア活動に対する住民の理解と協力を得るために、ボランティア活動情報誌を年4回発行します。

*** 主な実践事業：ボランティア情報誌（クローバー）の発行**

基本計画4 社会福祉協議会の組織体制の強化

当別町社協は、地域福祉推進の中核的組織として、地域福祉活動への住民参加の促進やそれら活動の支援、ボランティアや福祉人材の育成、団体等のネットワークの構築、福祉課題の解決に向けた事業の実施等、多岐にわたる活動が期待されています。住民はじめ福祉関係団体との連携・協力、行政とのパートナーシップの強化が必要不可欠です。

当別町社協が地域から信頼されるため、職員の資質向上はもとより組織運営体制の強化、中長期的に安定した財政基盤の確立を行い、地域福祉の推進に努めてまいります。

(1) 町の各種福祉計画との連携

当別町社協は、当別町が策定する第4期町計画はじめ福祉施策に関係する様々な計画等と連携し、整合を図りながら事業を進めてまいります。

特に、これまで各種業務を受託して取り組んできた事業については、それらの目的の達成度、効果、利用者満足度等を検証・評価しながら事業を推進してまいります。

*** 主な実践事業：デイサービス事業、ホームヘルプサービス事業、成年後見支援センター事業**

(2) 組織体制の充実

当別町社協は、役員（理事・評議員等）及び職員それぞれがその役割をもって法人運営の適正な業務執行に努めており、引き続き運営等の質の向上や職員の資質向上を図るため、事業部会・財政部会の開催、専門的な研修参加を進めながら、組織体制の充実強化に努めます。

また、当別町社協が提供する福祉サービス等に関する利用者等からの苦情については、先ずはその内容を受け止め、改善すべき箇所がある場合には見直しを行い、苦言者から理解、信頼が得られるよう、しっかりと説明責任を果たします。

更に、案件によっては第三者委員(※5)を設置して公平・円滑な解決に努めます。

*** 主な実践事業：部会の設置、第三者委員の設置**

(3) 財政基盤の確立

事業等に要する経費の適正化・効率化を進め安定した財政運営に努めます。

また、財政基盤の確立には、住民、企業・事業所等から会員会費制度(※6)の理解を得ながら、その定着に努めてまいります。同時に、新たな会員の加入を促します。

*** 主な実践事業：会員会費制度の理解及び会員加入促進**

(4) 事業評価の実施

事業等の目的や、事業等が達成されているか否か、経費は適切か、他の方法はないか等の事業評価に係る自己評価を行うとともに、事業評価委員会を設置して外部評価を実施、協力を得ながら、より効率的な社協運営を図ります。

*** 主な実践事業：事業評価**

※5 第三者委員：苦情解決に客観性を確保し、サービス利用者の立場や特性を配慮した適切な対応を行うため、文字通り「第三者」の立場に立つ委員。

※6 会員会費制度：社協の事業に賛同頂いた方（会員）に、財政面（会費）で支援して頂くもの。会員になることで、地域福祉を自らの活動として受止め、間接的に参加していただくもの。

第3章 実践事業

基本計画1 みんなが安心して暮らせる地域づくり

みんなが安心して暮らせる地域づくりのために、地域の生活課題を発見して支援に結び付けるとともに、福祉サービスを必要とする人に適切なサービスを提供できる環境づくりを進めます。

(1) 在宅福祉事業の推進

① 配食サービス事業（受託事業）

65歳以上のひとり暮らし高齢者、食事の支度が困難な高齢者夫婦世帯に対して、ボランティアが栄養バランスの取れた夕食（飲食店調理）を配達し、併せて声かけや見守りを行うことによって、高齢者の在宅生活の維持を図ります。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者満足度の向上	毎年度満足度調査を実施するとともに、その向上に努める				
登録者数	40名	42名	45名	48名	50名
連携、協力団体等	当別町、地域包括支援センター、ボランティア				

参考：登録者37名、平均年齢84歳、単身者率96.3%（令和4年1月現在）

② 買物御用聞きサポート事業（受託事業）

買物に出かけることが困難な高齢者世帯を対象に、ボランティアが注文の聞取りを行い、注文内容を協力店に伝え、同店が注文宅へ配達し、併せて声かけや見守りを行うことによって、高齢者の在宅生活の維持を図ります。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者満足度の向上	毎年度満足度調査を実施するとともに、その向上に努める				
登録者数	7名	8名	9名	10名	11名
連携、協力団体等	当別町、地域包括支援センター、ボランティア				

参考：登録者6名、平均年齢83歳、単身者率66.7%（令和3年12月現在）

③ 買物送迎サポート事業（自主（実証）事業）

居住地周辺に店舗が無く、公共交通網の少ない地区（非市街地）に住む高齢者を対象に、社協の車両を活用して、ボランティアが高齢者に同行して食品スーパー等への買物送迎支援することで、高齢者の在宅生活の維持及び介護予防の増進を図ります。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本格事業への移行	計画期間中に実証事業から本格事業へ移行させるべく検討する				
連携、協力団体等	民生児童委員、福祉委員、ボランティア				

参考：登録者15名、平均年齢83歳、単身者率58.3%（令和3年12月現在）

④ 愛の訪問サービス事業（自主事業）

乳酸菌飲料宅配事業者と連携して、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、乳酸菌飲料水の宅配（訪問）時に声かけや見守りを行うことによって、高齢者の在宅生活の維持を図ります。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
利用者満足度の向上	毎年度満足度調査を実施するとともに、その向上に努める				
登録者数	38名	41名	44名	47名	50名
連携、協力団体等	乳酸菌飲料宅配事業者				

参考：登録者34名、平均年齢84.1歳（令和4年1月現在）



配食サービス事業



買物御用聞きサポート事業



買物送迎サポート事業



(2) 権利擁護の推進

① 日常生活自立支援事業（受託事業）

認知症や知的・精神障がい者のうち判断能力が不十分な方に、福祉サービス利用に関する情報提供や金銭管理（預貯金の出し入れ）の援助により自立した生活をおくることができるよう、本人との契約に基づいて、安心な生活を応援します。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
生活支援員数	4名	5名	6名	7名	8名
連携、協力団体等	北海道社会福祉協議会、民生児童委員、地域包括支援センター、成年後見支援センター、ケアマネジャー連絡協議会				

参考：生活支援員3名（令和4年1月現在）

② 成年後見支援センター事業（受託事業）

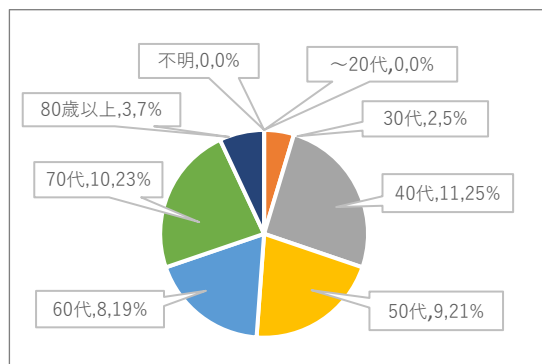
当別町と新篠津村に住む高齢者や障がい者が、住み慣れたまちで自分らしく安心して生活して行くことを目途に、成年後見制度(※7)の普及啓発、制度の利用相談、制度の申立て支援、市民後見人養成講座の開催等の事業を広域的（両町村）に推進します。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
市民後見人数	1名	2名	3名	4名	5名
養成講座(道社協)受講人数	1名	1名	1名	1名	1名
連携、協力団体等	当別町、新篠津村、北海道社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー連絡協議会、家庭裁判所				

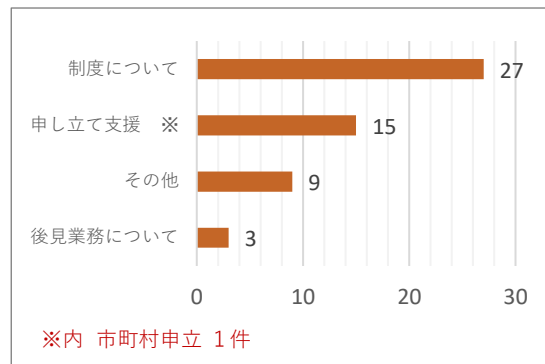
参考：令和3年7月1日センター開設。

【令和3年度成年後見支援センター事業（実績）】

○ 年代別相談件数(43)・割合



○ 相談内容別件数(54：複数回答)



※7 成年後見制度：

- ・法定後見制度：すでに判断能力が不十分な方に対し適任と思われる後見人を家庭裁判所が選ぶ制度。
【後見】通常の状態では判断能力が欠けた状態。【保佐】判断能力が著しく不十分。【補助】判断能力が不十分。
- ・任意後見制度：将来、判断能力が衰えた時に備え後見人を選んでおき、支援して欲しいことを契約しておく制度。

(3) 生活支援体制の推進

① 生活支援体制整備事業（受託事業）

生活支援コーディネーターを配置して、住民、福祉関係団体など様々な人々と連携、協力しながら、高齢者の生活課題や支援ニーズを掘り起こし、それらの解決や対応に向けた支援体制の充実・強化に努めます。合わせて、高齢者の社会参加を支援（促進）する等、支え、助け合い、安心できる地域づくりを進めます。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
支援ニーズの把握	地域での支援ニーズの把握に努める				
支援の企画立案	住民、福祉関係団体等と協議体を組織し、支援の企画立案に努める				
連携、協力団体等	当別町、民生児童委員、福祉委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー連絡協議会、福祉関係団体				

② 心配ごと相談所の開設（自主事業）

心配ごと相談所を月に1回開設。専門相談員を配置し、生活上の不安や家族のこと、健康の悩み、困りごとの相談に応じ、問題解決に向けての助言、専門機関等への紹介等を実施。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
心配ごと等の問題解決	心配ごと等の相談について、それぞれの問題解決に努める				
連携、協力団体等	当別町、北海道社会福祉協議会、民生児童委員、地域包括支援センター、福祉関係団体、他				



(4) 生活困窮者世帯への支援

① 生活福祉資金等貸付事業（受託・自主事業）

低所得者世帯や休業・失業等により生活資金でお悩みの方々の相談に応じ、生活維持や生活再建に必要な資金の借入手続の支援及び資金の無利子貸付（生活福祉資金貸付事業・福祉金庫資金貸付事業）を実施します。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
借入手続の相談・支援	生活困窮者世帯の生活維持や生活再建に向けた支援に努める				
連携、協力団体等	北海道社会福祉協議会、民生児童委員				

参考：生活福祉資金貸付件数143件、福祉金庫資金貸付件数21件（令和3年1年間）

② 生活困窮者自立相談支援（くらしサポートセンター）事業（受託事業）

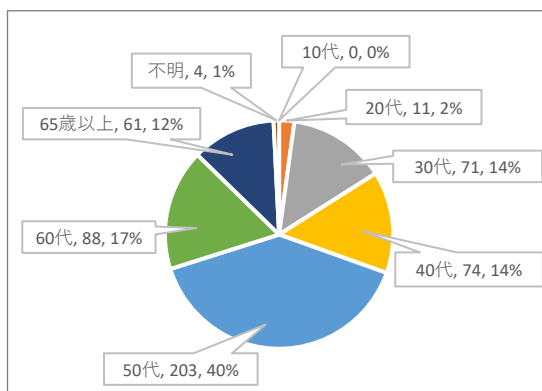
「働きたくても働けない」、「住むところがない」、「家族のことで悩んでいる」等、仕事や生活の困りごとや不安を抱えている方（当別町、新篠津村住民）からの相談を広く受け付けして、相談者と一緒に自立に向けた目標や支援内容を考え、それぞれの状況に合わせた支援プランを作成するとともに、他の専門機関と連携して、課題解決に向けた支援を行います。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
自立相談支援	自立に向けた支援計画により就労（準備）支援、家計改善支援に努める				
連携、協力団体等	北海道、当別町、新篠津村、北海道社会福祉協議会、民生児童委員、障がい者支援事業所、商工会、ハローワーク				

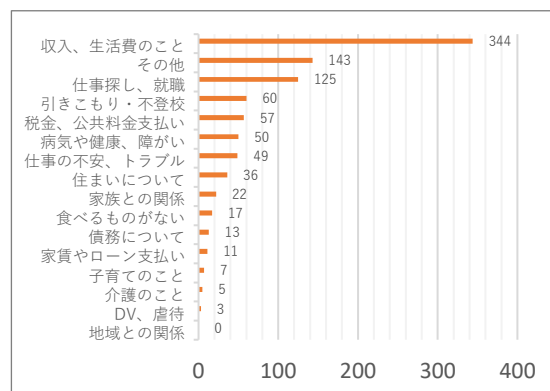
参考：令和3年4月1日開設。

【令和3年度生活困窮者自立相談支援事業（実績）】

○ 年代別相談件数(512)・割合



○ 相談内容別件数（942：複数回答）



(5) 介護保険等（受託）業務の推進

① デイサービス事業（受託事業）

要介護認定を受けた方を対象に、ひきこもりの解消、心身機能の維持、家族の介護の負担軽減等を目的に、食事や入浴等の日常生活支援や生活機能向上のための日常動作訓練等のサービスを日帰りで提供し、高齢者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図ります。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者満足度の向上	毎年度満足度調査を実施するとともに、その向上に努める				
登録者数	62名	63名	64名	65名	66名
連携、協力団体等	当別町、地域包括支援センター、ケアマネジャー連絡協議会				

参考：登録者61名、平均年齢87.4歳（令和4年1月現在）

② ホームヘルプサービス事業（受託事業）

要介護認定を受けた方を対象に、介護予防、家事援助、通院等の乗降介助を目的に、ホームヘルパーが利用者宅を訪問して身体介護、自宅の清掃、洗濯、調理等のサービスを提供して、高齢者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図ります。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者満足度の向上	毎年度満足度調査を実施するとともに、その向上に努める				
登録者数	70名	71名	72名	73名	74名
連携、協力団体等	当別町、地域包括支援センター、ケアマネジャー連絡協議会				

参考：登録者69名、平均年齢81.7歳（令和4年1月現在）

③ 移送サービス事業（受託事業）

当別町社協が行う介護保険ホームヘルプサービス事業に登録された方を対象に、通院、買物等、社会参加を促すことを目的に、有償による移送サービスを実施し、高齢者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図ります。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者満足度の向上	毎年度満足度調査を実施するとともに、その向上に努める				
登録者数	16名	16名	16名	16名	16名
連携、協力団体等	当別町、地域包括支援センター、ケアマネジャー連絡協議会				

参考：登録者16名、平均年齢72.4歳（令和4年1月現在）

④ 障がい者移動支援サービス事業（受託事業）

当別町社協が行う障がい者自立支援ホームヘルプサービス事業に登録された方を対象に、屋外での移動が困難な方に対して、通院等の移動介助、公的手続等を行う時の移動介助を目的に、有償による移動支援を実施し、障がい者の自立した生活の確保及び福祉の増進を図ります。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先	毎年度満足度調査を実施するとともに、その向上に努める				
登録者数	16名	16名	16名	16名	16名
連携、協力団体等	当別町、障がい者支援事業所				

参考：登録者9名、平均年齢58.3歳（令和4年1月現在）



デイサービス事業（夏祭り）



ホームヘルプサービス事業（移送介添）



(6) 災害・緊急時への対応

① 災害時における要援護者への支援（自主事業）

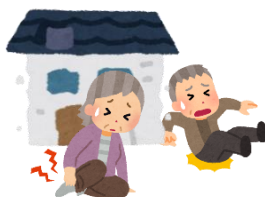
災害（災害対策基本法第2条第1項に定める災害）時における要援護者の支援を円滑に行うことを目的に、当別町地域防災計画の災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、当別町社協が避難支援等関係者として、当別町、町内会（自主防災組織）、民生児童委員、福祉委員等と連携を図り、要援護者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めます。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
要援護者の把握	毎年度、関係機関との情報共有を基に要援護者の実態把握に努める				
連携、協力団体等	当別町、町内会（自治会）、民生児童委員、福祉委員				



地域福祉支援台帳（当別町より提供）

○ 平常時の見守りと災害等の発生時における支援活動等に活用



基本計画2 みんながつながる地域づくり

みんながつながる地域づくりのために、新たな担い手の確保、多世代が交流できる拠点づくりや魅力ある活動の場づくりを進めます。

(1) 地域福祉事業の推進

① 地域支え合い活動（自主事業）

町内会が取組む創意工夫のある地域支え合い活動（小地域ネットワーク活動）に対して、最長3年間（上限金額1年間につき3万円）の活動を支援します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援（活動町内会）数	5町内会	5町内会	5町内会	5町内会	5町内会
連携、協力団体等	町内会（自治会）				

② 福祉委員（会）設置（自主事業）

安心して地域で生活できる援護体制づくりを目的に、当別町社協会長が町内会毎に福祉委員を委嘱して福祉委員会を設置。要援護者(※8)、高齢者への声かけ訪問、福祉サービスの情報提供、安否の確認等を行い、小地域における福祉のネットワークづくりを推進します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要援護者への見守り	同委員会において、要援護者の課題の解決・対応策等の情報共有を進める				
連携、協力団体等	町内会（自治会）、民生児童委員、生活支援コーディネーター				

参考：福祉委員数70名、うち25町内会には複数の委員を委嘱（令和4年1月現在）

③ とうべつ見守り安心センター事業（自主事業）

孤立死を未然に防ぐことを目的に、町内会をはじめとする関係機関が連携し、情報を共有する見守り組織を編成し、孤立しがちな高齢者の安全確保・見守りを進めます。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者等への見守り	連携機関等とひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯等の情報共有に努める				
連携、協力団体等	町内会（自治会）、民生児童委員、福祉委員、協力事業所（49）				

※8 要援護者：安心して地域で暮らしていくために、何らかの援護（援助、支援、見守り等）を必要とする者（当別町社会福祉協議会福祉委員会設置要綱第1条及び第3条）。6ページの「災害時における要援護者」とは異なる。

④ 緊急安否確認（鍵の預り）事業（自主事業）

ひとり暮らし高齢者の見守りを目的に、あらかじめ高齢者宅の玄関鍵を預かり、異変が感じられた時に、災害等の不測の事態の時に、預かり鍵を使用して、安否の確認、場合によっては救急救出活動に結び付けます。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
鍵の預り件数	当事業の普及啓発を行うとともに、預り件数の増加に努める				
連携、協力団体等	町内会（自治会）、民生児童委員、福祉委員、協力事業所（49）				

参考：預かり世帯数5件（令和4年1月現在）

⑤ 救急医療情報キットの設置事業（自主事業）

自宅で急に体調が悪くなり、救急車を呼ぶ等の「もしも」の時に、本人情報、既往症、かかりつけ医、緊急連絡先等を記録した用紙を封入したキット（プラスチック製円筒）を冷蔵庫や目につきやすい場所に備え置くことで、消防署救急隊員の迅速な活動に資するよう町内全戸に当キットを配布します。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
キット設置数	町内の全ての世帯の設置（配布）に努める				
連携、協力団体等	当別町、当別消防署、民生児童委員、福祉委員				

⑥ ふれあい・いきいきサロン事業（自主事業）

生きがいづくりや孤独感の解消を目的に、高齢者、障がい者、子育て世帯等を対象にサロンを開催し、身近な地域において「仲間づくりの輪」を広げ、介護予防の推進を図ります。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
参加者満足度の向上	サロン参加者へ満足度調査を実施するとともに、その向上に努める				
サロン数	7サロン	8サロン	9サロン	10サロン	11サロン
連携、協力団体等	町内会（自治会）、生活支援コーディネーター、ボランティア				

参考：サロン数6件（令和4年1月現在）



救急医療情報キット

○キット（記入例・使用方法同封）を全戸に配布して、迅速な救急活動に活用

⑦ イベント用資機材貸出事業（自主事業）

住民同士のコミュニケーションづくりやボランティア活動の参加を促進することを目的に、当別町社協が所有するイベント用資機材（テント、わた菓子機、かき氷機等）を低額料金（簡易な資材は一部無料）で貸出しを行います。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資器材の整備	ニーズに応えられるよう、資器材の整備に努める				
連携、協力団体等	町内会（自治会）				

⑧ 福祉まつりふれあい広場（自主事業）

福祉まつりふれあい広場の開催を通して、福祉団体、関係機関との連携を図るとともに、子どもから高齢者まで幅広くふれあうことで、地域福祉活動の理解と啓発を図ります。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域福祉活動の推進	「みんなで支え、みんなで助け合い、みんなが安心できる地域づくり」推進に努める				
連携、協力団体等	町内会（自治会）、福祉関係団体、他				



(2) 介護予防の推進

① 介護（閉じこもり）予防サロン事業（連携事業）

高齢者が住み慣れた地域で生き活きと過ごすことができるよう、地域住民が主体となって運営・参加を行い、高齢者であれば誰でも参加できる交流の場を目途とし、併せて閉じこもり予防事業として介護予防サロンを支援します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
友遊会開催数	12回	12回	12回	12回	12回
かすみ草の会開催数	12回	12回	12回	12回	12回
連携、協力団体等	当別町、北海道医療大学、生活支援コーディネーター、友遊会、かすみ草の会				

参考：友遊会登録者数25名、かすみ草の会登録者数24名（令和3年度）

② 高齢者健康コンクール事業（自主事業）

高齢者の健康維持等の啓発促進を図るため、高齢者健康コンクール（体力測定、社会参加の有無、血圧・尿・歯科検診結果等を審査）を開催し、その中で80歳以上で病気に罹っていない、要介護認定を受けていない健康な高齢者を称えるために表彰します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者の健康維持	コンクールへの参加を促し、高齢者の健康維持増進に努める				
連携、協力団体等	当別町、北海道医療大学、保健所、高齢者クラブ				

③ ふれあいスポーツ大会（連携事業）

実行委員会が主催するスポーツ大会に北海道医療大学大学生の参加協力を得て、高齢者の介護予防体操や楽しめる運動を通じて、健康保持、閉じこもり予防を進めるとともに、高齢者と若者の貴重な交流の場として取り組みます。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	360名	365名	370名	375名	380名
連携、協力団体等	当別町、北海道医療大学、高齢者クラブ連合会、身体障害者福祉協会、民生児童委員協議会				

参考：参加者数345名（令和1年度）



(3) 福祉関係団体に対する支援

○ 福祉関係事業を実施する団体の事務局を担当（連携事業）

地域福祉事業に取り組んでいる団体の事務等の支援を行うとともに、これら団体の活動を通して人と人がつながる地域づくりを進めます。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
各団体の活動の充実	各団体の会員の維持増強を図り、活動の輪の拡大に努める				
連携、協力団体等	高齢者クラブ連合会、身体障害者福祉協会、ボランティア連絡協議会、介護者と共に歩む会、母子寡婦会、遺族会				

母子寡婦会 クリスマス会



高齢者クラブ 道路花壇整備



交通安全教室



手洗い講習会



(4) 共同募金事業の推進

① 赤い羽根共同募金運動（連携事業）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、共同募金委員会を經由して住民（町内会）、企業、事業所等より理解と協力を得ながら募金を募り、寄せられた募金を地域の見守り活動、地域福祉サービス事業に活用します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
財源確保と有効活用	共同募金からの助成金の確保に努め、事業の財源として有効活用する				
連携、協力団体等	共同募金委員会				

② 歳末たすけあい運動（連携事業）

新たな年を迎える時期に、支援を必要としている人が安心して生活ができるよう、住人（町内会）、企業、事業所等より理解と協力を得ながら寄付金を募り、これを高齢者低所得者世帯、在宅寝たきり高齢者及び在宅介護者世帯、母子父子家庭世帯、新生児おむつ助成世帯、配食サービス受給世帯、要援護団体、災害被災者世帯へ適正かつ公平に助成します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
財源確保と有効活用	共同募金からの助成金の確保に努め、事業の財源として有効活用する				
連携、協力団体等	共同募金委員会、共同募金審査委員会				



赤い羽根共同募金運動



(5) 情報発信の推進

① セミナー等の開催（自主事業）

当別町社協の地域福祉事業はじめ、ボランティア団体、福祉活動団体、小、中、高、大学の地域福祉活動等を住民に広く紹介するめるために、セミナー、出前講座等を開催します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域福祉の意識向上	セミナー等を通して、地域福祉の意識向上に努める				
連携、協力団体等	町内会（自治会）、成年後見支援センター、ボランティア団体、福祉関係団体、高齢者クラブ				

② 広報誌の発行・ホームページの更新（自主事業）

福祉サービスや取り組んでいる地域福祉事業等を住民の皆さんに分かりやすく紹介するために、定期的に広報誌（社協だより）を発行するとともに、ホームページには常に最新の情報をリアルタイムに更新します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報発信	地域福祉活動に関する住民の理解と協力を深められるよう、情報発信に努める				
連携、協力団体等	住民、福祉関係団体、企業、事業所、他				



基本計画3 みんなが参加できる地域づくり

みんなが参加できる地域づくりのために、ボランティアセンターを拠点に住民等の参加を促すための情報発信及びボランティア活動の推進に努めるとともに、地域福祉活動を支える人づくりを進めます。

(1) ボランティア活動の啓発・人材育成

① 共生型ボランティア養成講座の参画（連携事業）

当別町主催の「共生型ボランティア養成講座」に参画し、ボランティア活動、地域福祉活動等に関する知識、技術等の習得支援、人材育成及びボランティア活動のきっかけづくりに努めます。また、地域生活サポーター、ファミリーサポートシステム協力会員等の人材養成講座等にも参画します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア養成	人材養成講座講師として講座を担い、ボランティアの養成に努める				
連携、協力団体等	当別町、ボランティア連絡協議会、社会福祉法人ゆうゆう、生活支援コーディネーター				

② 福祉ワークキャンプ事業（連携事業）

小中学生を対象に春休み・夏休みに一泊二日の日程で体験型ワークキャンプを実施。障がい者や高齢者、地域福祉について学び、多世代の方々との交流によりボランティア活動・地域福祉活動の啓発及び理解促進を行います。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業内容の改善向上	事業後、毎回アンケート調査等を実施し、事業内容の改善向上に努める				
開催数	2回	2回	2回	2回	2回
連携、協力団体等	当別町教育委員会、北海道医療大学、社会福祉法人ゆうゆう、学生（大学・高校）ボランティア				

③ 除雪ボランティア活動（自主事業）

除雪を必要としている在宅福祉サービス事業を受けている高齢者、ひとり暮らし高齢者を対象に、除雪活動を実施します。また、この活動を広く周知するとともに、住民、学生、企業、事業所等からの参画を促します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
除雪ボランティアの確保	除雪ボランティアを確保し、計画的かつ機動的な除雪体制に努める				
連携、協力団体等	町内会（自治会）、除雪ボランティア、生活支援コーディネーター、民生児童委員、福祉委員				

(2) ボランティアセンターの機能強化

① ボランティア登録者の情報整理（自主事業）

ボランティアセンターを拠点に誰もが活動しやすく、参加しやすい仕組みづくりや活動メニューを作成するために、登録者の情報整理を行うとともに、ニーズに合わせたボランティア・コーディネートを実施します。

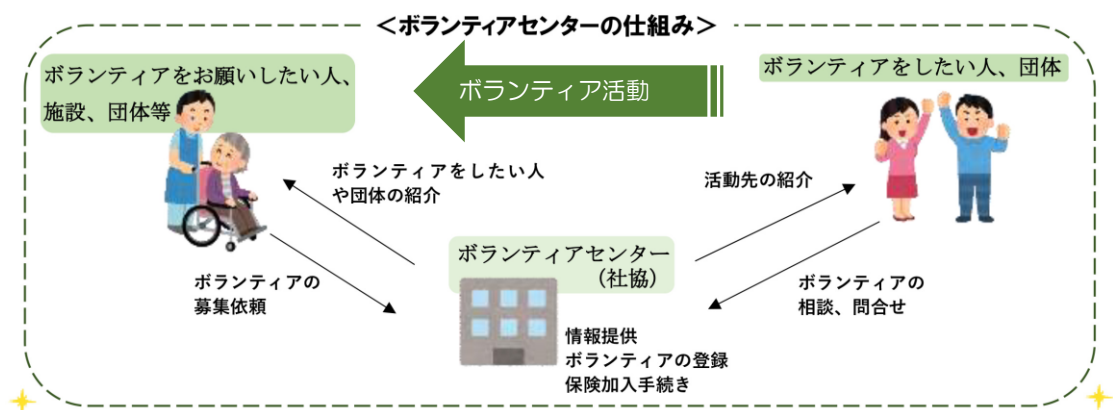
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
登録者数	940人	955人	970人	985人	1,000人
連携、協力団体等	ボランティアセンター、ボランティア登録者、生活支援コーディネーター				

参考：登録者928名（令和3年9月現在）

② ボランティア・コーディネート（自主事業）

住民のボランティアな活動を支援し、その活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう、住民と住民または組織を繋ぎ、調整を行います。ボランティアを必要としている人とボランティアしたい人とが円滑に繋がれよう、その調整に努めてまいります。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
コーディネートの向上	情報収集に努め、新たなネットワークづくりや新たな取組を創出する				
連携、協力団体等	ボランティア団体・登録者、社会福祉法人ゆうゆう、生活支援コーディネーター				



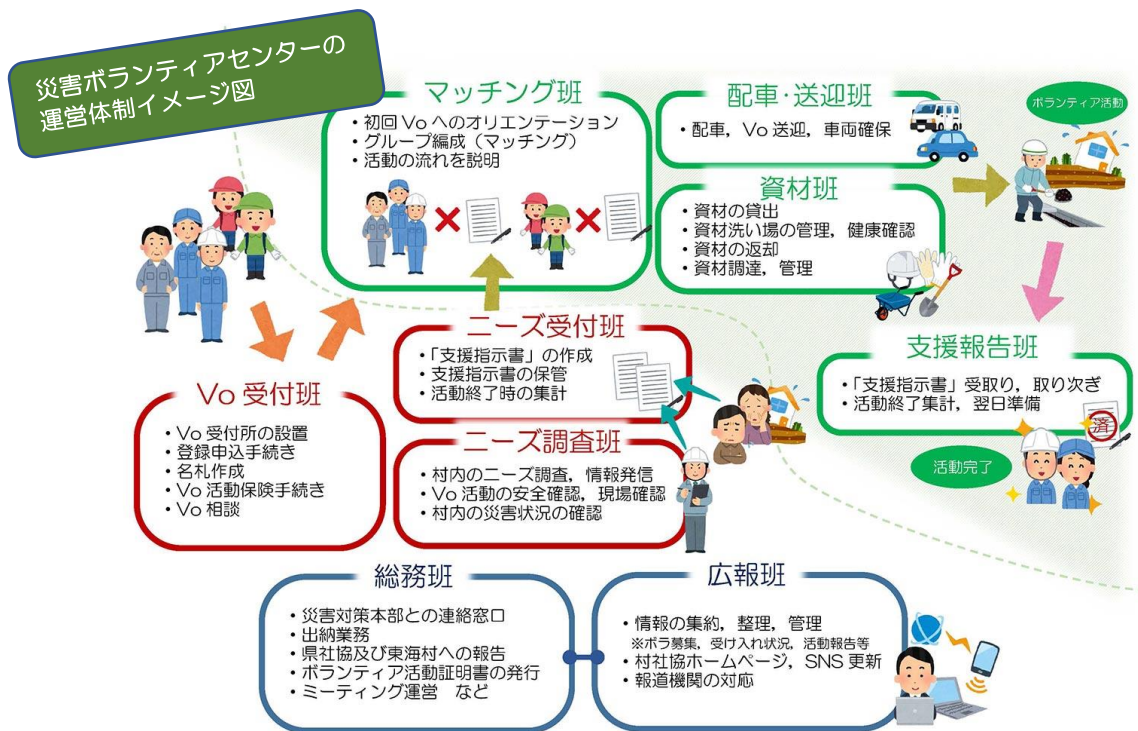
(3) 災害ボランティア活動の推進

○ 災害ボランティアセンターの運営体制の整備（自主・連携事業）

大規模な災害の発生に備えて、災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、当別町をはじめとする関係機関・団体と連携、情報交換するとともに、必要な備品や資器材を確保します。また、同センターの設置・運営訓練を行い、必要に応じて運営マニュアルを見直します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
備品、資器材の整備	必要な備品、資器材等を洗い出し、その確保、調達及び保管体制に努める				
設置・運営訓練の実施	災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施し、大規模な災害発生に備える				
連携、協力団体等	当別町、北海道災害ボランティアセンター、日赤奉仕団、災害協定団体				

参考：災害時応援協定締結団体：ライオンズクラブ、青年会議所（令和4年1月現在）



(4) ボランティア情報の提供

○ 情報誌の発行（自主事業）

ボランティア活動に対する住民の理解と協力を図るために、定期的にボランティア情報誌（クローバー）を発行して、これら活動の情報発信に努めます。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
情報発信	ボランティア活動に関する住民の理解と協力を促すため、その情報発信に努める				
連携、協力団体等	当別町、北海道ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会				



基本計画4 社会福祉協議会の組織体制の強化

社会福祉協議会の組織体制の強化のために、住民はじめ福祉関係団体との連携・協力、行政とのパートナーシップを図るとともに、職員の資質向上及び安定した財政基盤の確立を進めます。

(1) 町の各種福祉計画との連携

○ 町からの受託事業の推進（連携事業）

当別町の福祉施策、福祉計画等と連携し、各種事業を受託するとともにそれらのサービス等の充実に努め、合わせて当別町社協の組織体制の強化を図ります。

- ・ 配食サービス事業
- ・ 買い物御用聞きサポート事業
- ・ 介護保険デイサービス事業
- ・ 介護保険ホームヘルプサービス事業
- ・ 障がい者自立支援ホームヘルプサービス事業
- ・ 成年後見支援センター事業

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
職員体制の充実	各受託事業を担う職員の資質向上及び職員体制の充実に努める				
サービス提供	各サービスの質（魅力）の向上及び利用（相談）者から信頼が得られるよう努める				
連携、協力団体等	当別町、地域包括支援センター、ボランティア				



(2) 組織体制の充実

① 部会の設置

当別町社協は、民間団体としての主体的な経営判断を行い、地域住民から信頼される組織づくりをめざすため、財政部会及び事業部会を設置します。各部会は、地域福祉事業はじめそれぞれの事務事業に関する調査、研究を行い、組織体制の充実強化を図ります。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
部会の開催	必要に応じてそれぞれ部会を開催する				
連携、協力団体等	理事、評議員				

② 評議員会、理事会

評議員会及び理事会は、それぞれ地域社会の総意をもって地域福祉を推進するために住民組織、福祉に関係する組織、団体等から構成する。

評議員会は当別町社協の議決機関として予算・決算、事業計画等の重要事項の審議、採決を行い、理事会は業務執行（法令及び評議員会の決議事項を除く）を決議する意思決定機関として地域福祉業務や社協の経営等を担います。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
評議員会の開催	毎年1回定時評議員会を開催し、必要に応じて評議員会を開催する				
理事会の開催	必要に応じて理事会を開催する				
連携、協力団体等	住民（組織）、福祉活動団体、社会福祉関係者等				

③ 監査

監査は、当別町社協理事の職務の執行について監査し、法令に基づいて監査報告を行います。定期的にもその業務及び財産・経理の状況を調査します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
監査の実施	毎年四半期に1回監査する				
連携、協力団体等	監査（2名）				

④ 第三者委員の設置

当別町社協が進める福祉サービスについて、利用者等からの苦情に対して公平かつ円滑に解決するため、第三者委員を設置します。

年度 目標(値)・連携先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
苦情等の対応	苦情等には迅速な対応と、その解決に努める				
連携、協力団体等	北海道福祉サービス運営適正化委員会				

(3) 財政基盤の確立

① 会員会費制度の理解及び会員加入促進

会員会費制度について、住民、企業・事業所等から理解と協力を得ながら、その定着に努めます。当別町社協の地域福祉事業の周知活動に注力して新たな会員の加入を促します。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
正会員数	5,500世帯	5,500世帯	5,500世帯	5,500世帯	5,500世帯
協賛会員数	320名	320名	320名	320名	320名
特別会員数	180法人	180法人	180法人	180法人	180法人
連携、協力団体等	住民、福祉関係団体、企業、事業所、他				

参考：正会員5,551世帯、協賛会員322名、特別会員181法人（令和3年度）

② 民間の助成制度による財源確保

民間の助成制度等に関する情報収集に努めるとともに、新たな財源確保に努めます。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
情報収集	民間の助成制度等に関する情報収集に努める				
連携、協力団体等	共同募金委員会、福祉関係団体、企業、事業所、他				

参考：北海道共同募金委員会からの助成金額100,000円（令和3年度）

③ 寄付金の活用

地域福祉事業の財源の一部として寄付金を活用するとともに、これらの活用事例を広く紹介し、更なる寄付者の理解と協力を努めます。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
寄付金の活用	既存事業の拡充及び新たな事業の財源として、寄付金の有効活用に努める				
連携、協力団体等	住民、福祉関係団体、企業、事業所、他				

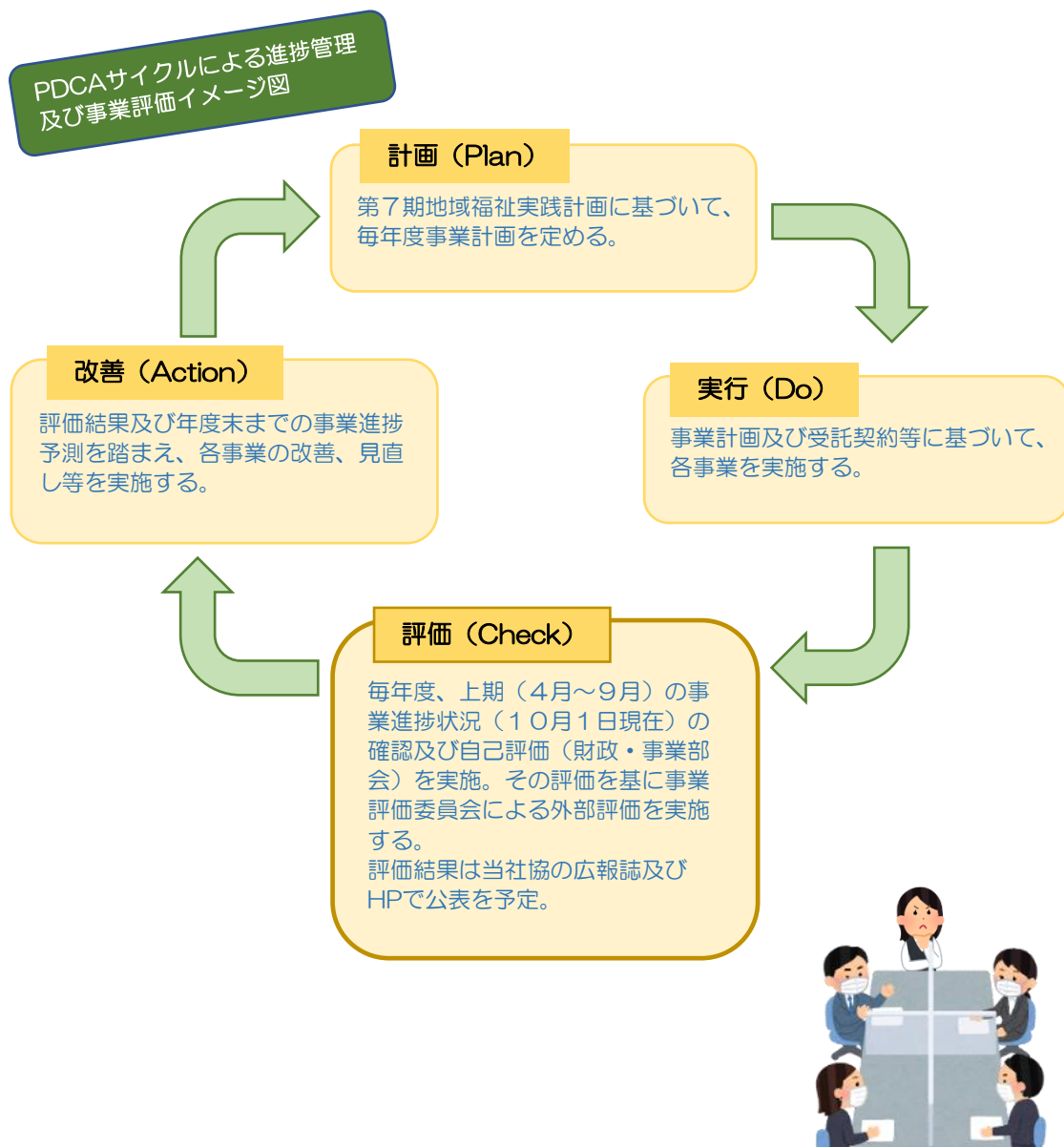
参考：寄付金額2,123,612円（令和2年度）

(4) 事業評価の実施

○ 事業評価の実施

事業評価は、財政部会及び事業部会を活用した自己評価を行うとともに、事業評価委員会を設置して外部評価を行います。この評価により、事業の質の向上及び職員等の意識改革を進め、効率的で質の高い成果重視の地域福祉事業を推進します。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標(値)・連携先					
事業評価の公表	評価結果の公表により住民に対する説明責任の徹底に努める				
連携、協力団体等	事業評価委員会				



当別町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定員会設置要綱

(設置)

第1条 当別社会福祉協議会と地域住民が目指す「福祉のまちづくり」の行動計画として、当別町地域福祉実践計画を策定し、計画の推進を図るため、当別町地域福祉実践計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉実践計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉実践計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) その他、地域福祉実践計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、社協会長が委嘱する10名以内の委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明または、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、当別町社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。


附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

第7期当別町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定員会委員名簿

	職 氏 名	所 属 団 体 名 等	備 考
1	会長 鈴木英樹	北海道医療大学リハビリテーション 科学部 教授	
2	副会長 山田 豊	当別町共同募金委員会 会長	
3	委員 河村宏樹	当別町行政推進員連絡協議会 副会長	
4	委員 宮中由香里	当別町民生児童委員協議会 副会長	
5	委員 相馬ひろ子	当別町ボランティア連絡協議会 会長	
6	委員 岡田正幸	当別町高齢者クラブ連合会 会長	
7	委員 種田 統	当別町商工会 事務局長	
8	委員 浜元英樹	社会福祉法人当別長生会 施設課長	
9	委員 中梶慎太郎	社会福祉法人ゆうゆう (当別町地域包括支援センター長)	
10	委員 横山 薫	NPO法人まちの森 (地域活動支援センターつくしの郷センター長)	

第7期地域福祉実践計画策定委員会経過

開催年月日	内 容
令和3年10月6日	第1回委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 委員長及び副委員長の選任 ・ 第7期地域福祉実践計画策定趣旨について ・ 第7期地域福祉実践計画策定委員会スケジュールについて
11月8日	第2回委員会 ・ 第6期地域福祉実践計画実績報告 （各事業の概要及び課題等について） ・ 第7期地域福祉実践計画に向けて （各事業における次期計画に向けての考え方について）
12月3日	第3回委員会 ・ 第7期地域福祉実践計画基本目標について （各期の基本目標及び管内社協、類似団体の目標等を参考） ・ 第7期地域福祉実践計画体系図について （基本目標、基本計画及び実践事業について）
令和4年1月17日	第4回委員会 ・ 第7期地域福祉実践計画（素案）について
2月14日	第5回委員会（書面会議：新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置発令による） ・ 第7期地域福祉実践計画（素案）について （素案の確認及び答申書作成に係る意見聴取等）
3月18日	第6回委員会 ・ 第7期地域福祉実践計画（案）の作成 ・ 答申書の作成
3月22日	答申書の手交 

みんなで支え、みんなで助け合い、
みんなが安心できる地域づくり

第7期地域福祉実践計画

計画期間：2022（令4）年度～2026（令8）年度

発行年月 2022（令4）年3月

発行者 社会福祉法人 当別町社会福祉協議会

〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町32番地2

当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内

TEL 0133-22-2301 FAX 0133-22-0001